

別表2-1 (徳島県 女性起業塾) 【拡充・特定創業支援事業】

市町村以外の者が実施する創業支援事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称	徳島県
(2) 住所	徳島県徳島市万代町1丁目1番地
(3) 代表者の氏名	徳島県知事 飯泉 嘉門
(4) 連絡先	徳島県商工労働観光部企業支援課 商業振興・経営支援担当 吉川 貴大 電話088-621-2367 FAX088-621-7910
創業支援事業の目標	
<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県は、県内全市町村在住者に対し、年間延べ140人(定員20人×7回)を対象とする「女性起業塾」を開催する。 ・本事業は平成26年度から実施しており、平成26年度は受講生のうち3人が創業している。今回各市町村及び市町村と連携する商工団体等と連携し、きめ細やかなフォローアップを図ることにより、2倍の6人の創業実現を目指す。 ・本事業は、県内全市町村在住者を対象としているが、徳島市内で開催しているため、参加者の6割以上は徳島市在住者または徳島市での創業希望者である。 ・よって、本計画(松茂町)における本事業による支援対象は、町在住者に対してワンストップ相談窓口や広報等によるPR強化を図ることで、2人が受講することを目指し、そのうち1人の創業実現を目標とする。 ・支援対象者数 年間2人(松茂町目標)、創業者数 年間1人(松茂町目標) 	
創業支援事業の内容及び実施方法	
<p>(1) 創業支援事業の内容<女性起業塾>【拡充・特定創業支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な創業ノウハウから実践的なマーケティングや事業計画まで幅広く、創業に必要な知識を網羅し、主に女性(男性の受講も可)を対象にした「女性起業塾」を開講し、創業を希望する者の経営力のレベルアップを目指す。 ・「女性起業塾」は年1回開催し、土日など就業者でも参加しやすい日程を設定する。 ・講師として、中小企業診断士・税理士・社会保険労務士等の士業、創業コーディネーター等を招聘する。 ・平成26年度は、以下全7回(1回3時間)の講座を、約4ヶ月間継続して実施した。なお講座の構成は、毎年度見直すこととする。 ・「女性起業塾」のうち、本計画における「特定創業支援事業」の要件とする講座は、「経営・財務・人材育成・販路開拓」に関する必要な知識を習得でき、4回以上かつ1ヶ月以上の継続的な期間で実施するよう構成する。そのため講座の中から、上記の知識が習得できる講座を選定し、各講座を4つの分類(【経営】【財務】【人材育成】【販路開拓】)のいずれかに指定する(複数指定することも可)。 ・特定創業支援事業の資格を満たす条件は、4つの分類からそれぞれ1つ以上の講座を受講(4回以上)し、かつ全体の5割以上の出席をして4つの知識を身につけたと認められる受講者を「特定創業支援事業」を受けた者とする。 <p>※平成26年度 講座内容と分類</p> <ol style="list-style-type: none"> ①キックオフ講座 ②自己分析と強みを発見【経営】 ③マーケティング・コンセプト・ブランディングの重要性【経営・販路開拓】 ④女性目線のアイデアとITの活用【販路開拓】 ⑤事業計画書作成、コミュニケーション、プレゼンテーション【財務】 ⑥開業までの基礎知識【財務・人材育成】 ⑦ビジネスプラン発表 	

(2) 創業支援事業の実施方法

- ・市町村役場と連携し、広報誌・ホームページ・パンフレット等での広報等により、広く県民及び市町村民や創業希望者に周知を図る。
- ・本事業に関するホームページを立上げ、カリキュラム内容の情報発信を行う。また、参加者アンケートを実施し、2年目以降のカリキュラム等の改善に役立てる。
- ・受講者名簿の作成等により、創業支援者数を管理・把握し、設定した目標に対する事業の進捗状況を確認する。
- ・受講者に対し、予め市町村役場を含む創業支援事業者との情報共有や創業の実態調査等に利用することを説明し、本人の了解を得たうえで、個人情報の提供を受ける。
- ・提供された個人情報をもとに、市町村役場と創業支援事業者は連携して、ヒアリング等によるフォローアップを適時行うとともに、創業者数等の設定した目標に対する事業の進捗状況を確認する。

<特定創業支援事業証明書発行手順>

- ・特定創業支援事業の募集時に、予め、本事業が特定創業支援事業であり、要件を満たし「経営、財務、人材育成、販路開拓」に関する必要な知識を習得したと確認できる者については、特定創業支援事業を受けた者として、支援があることを周知する。
- ・受講の申し込み時に、受講者名簿を作成し、受講希望者に実態調査や証明書発行に利用することを説明した上で、受講状況を把握する。
- ・特定創業支援事業終了後、特定創業支援事業者は、受講証明書（氏名、住所、連絡先、支援日時、支援内容、「経営・財務・人材育成・販路開拓」に関する必要な知識を習得したと確認した内容等を記載）を作成し、本人に発行する。
- ・証明書の発行は、市町村役場が本人からの発行依頼に基づき、上記受講証明書等で確認して行う。
- ・証明書の発行後は、市町村役場は、申請書に記載された創業予定に基づき、創業の有無や実績報告等追跡調査を行う。

計画期間

平成27年7月1日～平成32年3月31日

変更箇所については、平成28年12月26日～平成32年3月31日

※本計画変更による特定創業支援事業に関わる証明書の発行については、第11回認定日以降の申請が対象となる。